

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金



8月1日金～受付開始

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人への負担を考慮した「臨時福祉給付金」と、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図る「子育て世帯臨時特例給付金」の2つの臨時的な給付措置を実施します。

7月下旬に、該当すると思われる世帯に申請書等(※)を発送していますので、必要書類を添えて、平成27年1月30日(金)までに大磯町へ郵送するか、窓口へ直接提出してください。

(※) 子育て世帯臨時特例給付金の対象となる公務員の方については、所属庁ではなく、平成26年1月1日時点で住民基本台帳に登録されている市町村で支給します。
所属庁にて申請書及び受給状況証明書等を受領し、申請期間中に申請をしてください。

※受け取ることができるのは「臨時福祉給付金」か「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらか一つです。
※平成26年1月1日時点で住民登録がある市町村での手続きとなります。

問 大磯町役場 2つの給付金専用ダイヤル ☎(60)3220

開設期間:平成26年8月1日(金)～11月28日(金)の土日祝を除く 9:00～16:00

※専用ダイヤル開設期間以外のお問い合わせは「大磯町役場 ☎(61)4100」へご連絡ください。
・臨時福祉給付金について 福祉課 ☎内線303
・子育て世帯臨時特例給付金について 子育て支援課 ☎内線305

児童扶養手当

特別児童扶養手当のご案内

児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童(又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者)を扶養している保護者の方に支給されます。

〈現況届の提出〉

毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっております。

現在、児童扶養手当の認定

を受けている方(支給停止の方も含まれます)は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は受給資格を喪失することがありますので、届出期間(8月1日(金)～8月29日(金))内に必ず手続きをしてください。

〈所得状況届の提出〉

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も含まれます)は、全員所得状況届の提出が必要です。届出期間(8月11日(月)～9月10日(水))内に必ず手続きをしてください。

特別児童扶養手当とは

「知的障がい」または「身体障がい」等の状態にある児童の福祉の増進を図るための制度です。

「知的障がい」または「身体障がい」の状態にある20歳未満の児童を監護している保護

※それぞれの制度には所得制限があります。支給要件、受給資格要件等詳細についてはお問い合わせください。
問 子育て支援課
☎内線306

国民健康保険 高齢受給者証を更新

70歳以上の国民健康保険加入者に交付される「高齢受給者証」は、毎年8月に新しい受給者証に更新されます。

前年の所得に応じて負担割合を判定し、該当する全ての方に新しい受給者証を7月中に送付しています。お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。

なお、現在お持ちの受給者証は、8月1日以降に役場または国府支所へ返却するか、個人情報報にご注意の上、ご自身で破棄をお願いします。

問 町民課 ☎内線275・274

